

旧	新
第1条～第27条の4 (略)	第1条～第27条の4 (同左)
<p>(除外貸付け及び例外貸付け)</p> <p>第27条の5 協会員は、第23条の規定にかかわらず、締結しようとする貸付けの契約が除外貸付け又は例外貸付けに該当する場合には、当該貸付けの契約を締結することができるものとする。</p> <p>2 協会員は、施行規則第10条の21第1項第1号に規定する除外貸付けとして「不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約」（当該不動産を担保としない貸付けに係る契約並びに頭金又は外溝工事等を資金使途とした貸付けに係る契約を含む。）をした場合、不動産（借地権を含む。）の売買契約書、建設工事の請負契約書その他の締結した契約が同号に掲げる契約に該当することを証明する書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p> <p>3 協会員は、例外貸付けとして、施行規則第10条の23第1項第3号に定める契約を締結した場合、次に掲げる書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p> <p>(1) 当該個人顧客と配偶者との身分関係を証明する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長とする。）の証明書若しくは戸籍の抄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面（住民票（続柄に、「夫（未届）」、「妻（未届）」など未届の配偶者である旨の記載があるもの）をいう。）</p> <p>(2) 当該契約を締結することについての当該個人顧客の配偶者の同意書</p> <p>4 前2項に掲げるほか、協会員は、<u>除外貸付け</u>及び<u>除外貸付け</u>に係る貸付けの契約を締結したときは、施行規則第10条の21第2項又は施行規則第10条の23第2項に基づき、同項各号に定める書面若しくはその写し又はこれに記載</p>	<p>(除外貸付け及び例外貸付け)</p> <p>第27条の5 協会員は、第23条の規定にかかわらず、締結しようとする貸付けの契約が除外貸付け又は例外貸付けに該当する場合には、当該貸付けの契約を締結することができるものとする。</p> <p>2 協会員は、施行規則第10条の21第1項第1号に規定する除外貸付けとして「不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約」（当該不動産を担保としない貸付けに係る契約並びに頭金又は外溝工事等を資金使途とした貸付けに係る契約を含む。）をした場合、不動産（借地権を含む。）の売買契約書、建設工事の請負契約書その他の締結した契約が同号に掲げる契約に該当することを証明する書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p> <p>3 協会員は、例外貸付けとして、施行規則第10条の23第1項第3号に定める契約を締結した場合、次に掲げる書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p> <p>(1) 当該個人顧客と配偶者との身分関係を証明する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長とする。）の証明書若しくは戸籍の抄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面（住民票（続柄に、「夫（未届）」、「妻（未届）」など未届の配偶者である旨の記載があるもの）をいう。）</p> <p>(2) 当該契約を締結することについての当該個人顧客の配偶者の同意書</p> <p>4 前2項に掲げるほか、協会員は、<u>除外貸付け</u>及び<u>例外貸付け</u>に係る貸付けの契約を締結したときは、施行規則第10条の21第2項又は施行規則第10条の23第2項に基づき、同項各号に定める書面若しくはその写し又はこれに記載</p>

旧	新
<p>された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p>	<p>された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。<u>(ただし、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号に定める例外貸付けに係る貸付けの契約を締結したときは、第29条の5の定めに従う。)</u>。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p>
<p>第3款 貸付けの契約を個人事業者である顧客等と締結する場合の特則</p> <p>(個人事業者への適用)</p> <p>第28条 協会員は、貸付けの契約を個人事業者である顧客等と締結する場合には、第1款、第2款及び第4款（第34条から第38条の規定に限る。ただし、第34条第1項及び第37条における「法人」は「個人事業者」と読み替えるものとする。）の規定のほか、本款の規定が適用される。</p>	<p>第3款 貸付けの契約を個人事業者である顧客等と締結する場合の特則</p> <p>(個人事業者への適用)</p> <p>第28条 協会員は、貸付けの契約を個人事業者である顧客等と締結する場合には、第1款、第2款及び第4款（第34条から第38条の規定に限る。ただし、第34条第1項、<u>同条第5項第(2)号</u>及び第37条における「法人」は「個人事業者」と、<u>第37条における「第32条から第34条まで」は「第34条」と</u>読み替えるものとする。）の規定のほか、本款の規定が適用される。</p>
<p>(安定的な収入といえるかどうかの判断)</p> <p>第29条 協会員は、基準額（法第13条の2第2項に定義するものをいう。以下同じ。）の範囲内で個人事業者と貸付けの契約を締結する場合には、個人事業者の申告等に基づき、施行規則第10条の22第1項第4号に規定する年間の事業所得の金額が過去の事業所得の状況に照らして安定的といえるかどうかを判断することができるものとする。</p> <p>2 事業所得を直近の年を含む複数年の連続した期間の事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合には、当該算定に用いたすべての年の年収証明書の提出又は提供を受ける必要がある。</p>	<p>(安定的な収入といえるかどうかの判断)</p> <p>第29条 協会員は、基準額（法第13条の2第2項に定義するものをいう。以下同じ。）の範囲内で個人事業者と貸付けの契約を締結する場合には、個人事業者の申告等に基づき、施行規則第10条の22第1項第4号に規定する年間の事業所得の金額が過去の事業所得の状況に照らして安定的といえるかどうかを判断することができるものとする。</p> <p>2 事業所得を直近の年を含む複数年の連続した期間の事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合には、当該算定に用いたすべての年の年収証明書の提出又は提供を受ける必要がある。</p>
<p>(例外貸付けの確認)</p> <p>第29条の2 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第10条の23第1項第4号に定める例外貸付けを行おうとする場合には、同条第2項第4号に定める「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」を記載した書面として、例えば協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に記載される別紙「借入計画書」を使用することができる。なお、</p>	<p>(例外貸付けの確認)</p> <p>第29条の2 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第10条の23第1項第4号に定める例外貸付けを行おうとする場合には、同条第2項第4号に定める「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」を記載した書面として、例えば協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に記載される別紙「借入計画書」を使用することができる。なお、</p>

旧	新
<p>別紙「借入計画書」の各記載事項の要素を満たすものであれば、協会員において独自に作成する書式等を使用することを妨げるものではない。</p> <p>2 前項の規定は、施行規則第10条の23第2項第5号、施行規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」においても準用する。</p> <p>3 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し、施行規則第10条の23第1項第4号ロかっこ書に該当する例外貸付けを行おうとする場合には、別紙「借入計画書」に代え、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況を確認し、当該状況を<u>確認</u>した書面を<u>保存</u>するものとする。</p>	<p>別紙「借入計画書」の各記載事項の要素を満たすものであれば、協会員において独自に作成する書式等を使用することを妨げるものではない。</p> <p>2 前項の規定は、施行規則第10条の23第2項第5号、施行規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」においても準用する。</p> <p>3 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し、施行規則第10条の23第1項第4号ロかっこ書に該当する例外貸付けを行おうとする場合には、別紙「借入計画書」に代え、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況を確認し、当該状況を<u>記載</u>した書面を<u>使用</u>するものとする。</p>
<p>(起業して1年に満たない個人事業者の確認)</p> <p>第29条の3 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第10条の23第1項第4号に定める例外貸付けを行おうとする場合において、当該資金需要者等が起業して1年に満たない個人事業者であるときには、開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。</p>	<p>(起業して1年に満たない個人事業者の確認)</p> <p>第29条の3 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第10条の23第1項第4号に定める例外貸付けを行おうとする場合において、当該資金需要者等が起業して1年に満たない個人事業者であるときには、開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。</p>
<p>(過剰貸付けの禁止)</p> <p>第29条の4 協会員は、個人事業者における資金使途が経常的な運転資金の場合には、特段の事由がない限り、過去の経営実績を踏まえて予測される当該事業年度における売上げの額を超える貸付けを行ってはならない。</p>	<p>(過剰貸付けの禁止)</p> <p>第29条の4 協会員は、個人事業者における資金使途が経常的な運転資金の場合には、特段の事由がない限り、過去の経営実績を踏まえて予測される当該事業年度における売上げの額を超える貸付けを行ってはならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(記録の保存)</u></p> <p><u>第29条の5 協会員は、個人事業者向け貸付けに伴い、第29条及び第29条の3の規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければならない。</u></p> <p><u>2 協会員は、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号に定める例外貸付けに係る貸付けの契約を締結した場合は、同条第2項に基づき、同項第4号及び</u></p>

旧	新
	<p><u>第5号に定める書面（第29条の2に定める書面を使用した場合には当該書面を含む。）若しくはその写し又はこれに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</u></p>
<p align="center">第4款 法人向け貸付けに関する特則</p> <p>(目的)</p> <p>第30条 本款は、法人向け貸付け（法人である顧客との間で締結する貸付けの契約に基づく貸付けをいう。）について、過剰貸付け防止等に関する規則の特例を定めるものである。</p>	<p align="center">第4款 法人向け貸付けに関する特則</p> <p>(目的)</p> <p>第30条 本款は、法人向け貸付け（法人である顧客との間で締結する貸付けの契約に基づく貸付けをいう。）について、過剰貸付け防止等に関する規則の特例を定めるものである。</p>
<p>(法人であることの確認)</p> <p>第31条 協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿謄本（電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けて法人の実態を確認しなければならない。</p> <p>2 協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の提出又は提供を受け、創業への意欲、進捗状況、開業の実現性を確認しなければならない。また、開業後は速やかに事業所を訪問し、事業者の事業の実態を確認するよう努めるものとする。</p>	<p>(法人であることの確認)</p> <p>第31条 協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿謄本（電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けて法人の実態を確認しなければならない。</p> <p>2 協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の提出又は提供を受け、創業への意欲、進捗状況、開業の実現性を確認しなければならない。また、開業後は速やかに事業所を訪問し、事業者の事業の実態を確認するよう努めるものとする。</p>
<p>(返済能力の確認)</p> <p>第32条 協会員は、法人との間で貸付けに係る契約を締結する場合には、事前に信用情報機関等を利用して借入額等の借入れの状況を確認することに努めなければならないものとする。</p> <p>2 協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。</p>	<p>(返済能力の確認)</p> <p>第32条 協会員は、法人との間で貸付けに係る契約を締結する場合には、事前に信用情報機関等を利用して借入額等の借入れの状況を確認することに努めなければならないものとする。</p> <p>2 協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。</p>
<p>(過剰貸付けの防止)</p> <p>第33条 協会員は、法人の資金使途が経常的な運転資金の場合には、複数年の</p>	<p>(過剰貸付けの防止)</p> <p>第33条 協会員は、法人の資金使途が経常的な運転資金の場合には、複数年の</p>

旧	新
<p>決算書又は資金繰り表（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けてその事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が返済能力を超える貸付け（以下「過剰貸付け」という。）となるか否かを判断しなければならない。</p> <p>2 協会員は、法人の資金使途が前項に定めるもの以外のものである場合には、事業計画書、資金繰り表等の提出又は提供を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が過剰貸付けとなるか否かを判断しなければならない。</p>	<p>決算書又は資金繰り表（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けてその事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が返済能力を超える貸付け（以下「過剰貸付け」という。）となるか否かを判断しなければならない。</p> <p>2 協会員は、法人の資金使途が前項に定めるもの以外のものである場合には、事業計画書、資金繰り表等の提出又は提供を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が過剰貸付けとなるか否かを判断しなければならない。</p>
<p>（保証能力を超える保証契約の防止）</p> <p>第34条 協会員は、<u>法人事業者又は個人事業者</u>との間の貸付けに係る契約に基づく債務を主債務とする保証契約を個人との間で締結する場合には、第2項以下に定める規定に従うものとする。</p> <p>2 協会員は、保証人となろうとする者から源泉徴収票、その他の当該保証人の年収の額、保有資産、返済能力を明らかにする事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。</p> <p>3 協会員は、保証人となろうとする者がすでに年収その他定期的収入の額の年額の三分の一以上の債務を負っている者との間では、原則として保証契約を締結してはならない。</p> <p>4 協会員は、第24条第2項の規定に基づき、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付をしなければならない。ただし、同項の規定にかかわらず、当該資金需要が緊急性<u>又は</u>定時性を要する場合等（手形債務の支払等のための資金需要である場合等）であって、当該保証契約締結の相手方が当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者である場合には保証契約締結の当日に交付することを妨げない。</p> <p>5 <u>前4項</u>の規定は、保証人となろうとする者が次に掲げる者である場合には適用しない。</p>	<p>（保証能力を超える保証契約の防止）</p> <p>第34条 協会員は、<u>法人</u>との間の貸付けに係る契約に基づく債務を主債務とする保証契約を個人との間で締結する場合には、第2項以下に定める規定に従うものとする。</p> <p>2 協会員は、保証人となろうとする者から源泉徴収票、その他の当該保証人の年収の額、保有資産、返済能力を明らかにする事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。</p> <p>3 協会員は、保証人となろうとする者がすでに年収その他定期的収入の額の年額の三分の一以上の債務を負っている者との間では、原則として保証契約を締結してはならない。</p> <p>4 協会員は、第24条第2項の規定に基づき、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付をしなければならない。ただし、同項の規定にかかわらず、当該資金需要が緊急性<u>若しくは</u>定時性を要する場合等（手形債務の支払等のための資金需要である場合等）であって、当該保証契約締結の相手方が当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者である<u>とき、又は保証人となろうとする者が次項各号のいずれかに該当する場合</u>には、保証契約締結の当日に交付することを妨げない。</p> <p>5 <u>第1項から第3項まで</u>の規定は、保証人となろうとする者が次に掲げる者である場合には適用しない。</p>

旧	新
<p>(1) 資金需要者等たる法人の代表者、役員（ただし、当該法人から収入を得ていない取締役又は監査役若しくは社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人は除く。）</p> <p>(2) 当該法人又は当該事業、<u>事業者</u>から得る収入で生計を一体となす者</p> <p>(3) 法人</p>	<p>(1) 資金需要者等たる法人の代表者、役員（ただし、当該法人から収入を得ていない取締役又は監査役若しくは社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人は除く。）</p> <p>(2) 当該法人又は当該事業から得る収入で生計を一体となす者</p> <p>(3) 法人</p>
<p>(第三者の不動産の担保提供を受ける場合の留意点)</p> <p>第35条 第三者からの不動産担保提供を受ける場合、協会員は当該物件の所有権が他に移転し、その生活環境が変化しても生活に苦慮するような事情が内在されていないか、事前に不動産担保提供をする者に確認しなければならない。また、確認にあたりその第三者が容易に転居先を決めることが可能であるか、容易に環境の変化に対応する事が可能であるか等に留意した聴取等を行い、記録・保存しなければならない。ただし、担保提供者がこの規則第34条第5項各号に掲げる者である場合を除く。</p>	<p>(第三者の不動産の担保提供を受ける場合の留意点)</p> <p>第35条 第三者からの不動産担保提供を受ける場合、協会員は当該物件の所有権が他に移転し、その生活環境が変化しても生活に苦慮するような事情が内在されていないか、事前に不動産担保提供をする者に確認しなければならない。また、確認にあたりその第三者が容易に転居先を決めることが可能であるか、容易に環境の変化に対応する事が可能であるか等に留意した聴取等を行い、記録・保存しなければならない。ただし、担保提供者がこの規則第34条第5項各号に掲げる者である場合を除く。</p>
<p>(自己振出手形等の制限)</p> <p>第36条 協会員は、資金需要者等との間で貸付けに係る契約を締結する場合において、その債務を履行するために自己振出手形又は先日付小切手の提供を事前又は事後に受けたときは、充当する債務を特定することができるようにその内容を管理し、書面等を資金需要者等に交付しなければならない。</p> <p>2 協会員は、顧客から第三者による振出し又は引受けに係る手形の割引を行う場合には、その手形の担保又は保全としてその資金需要者等から重ねて自己振出手形又は小切手を徴求してはならない。</p> <p>3 協会員は、前各項において資金需要者等から手形の振出しを受ける場合には、手形記載要件の支払場所が、銀行等の公共の金融機関ではない約束手形の振出しを受けてはならない。</p>	<p>(自己振出手形等の制限)</p> <p>第36条 協会員は、資金需要者等との間で貸付けに係る契約を締結する場合において、その債務を履行するために自己振出手形又は先日付小切手の提供を事前又は事後に受けたときは、充当する債務を特定することができるようにその内容を管理し、書面等を資金需要者等に交付しなければならない。</p> <p>2 協会員は、顧客から第三者による振出し又は引受けに係る手形の割引を行う場合には、その手形の担保又は保全としてその資金需要者等から重ねて自己振出手形又は小切手を徴求してはならない。</p> <p>3 協会員は、前各項において資金需要者等から手形の振出しを受ける場合には、手形記載要件の支払場所が、銀行等の公共の金融機関ではない約束手形の振出しを受けてはならない。</p>
<p><u>(書類の保管)</u></p> <p>第37条 協会員は、法人向け貸付けに伴い、第32条から第34条までの規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければなら</p>	<p><u>(記録の保存)</u></p> <p>第37条 協会員は、法人向け貸付けに伴い、第32条から第34条までの規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければなら</p>

旧	新
<p>い。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p>	<p>い。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p>
<p>(事業者金融分野における営業告知行為の制限) 第38条 協会員は、事業者でない個人に対して、法人又は個人事業者と同等の金融サービスが受けられると誤認させるような不特定多数に向けた営業広告を行ってはならない。</p>	<p>(事業者金融分野における営業告知行為の制限) 第38条 協会員は、事業者でない個人に対して、法人又は個人事業者と同等の金融サービスが受けられると誤認させるような不特定多数に向けた営業広告を行ってはならない。</p>
<p>第39条～第39条の4 (略)</p>	<p>第39条～第39条の4 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第7節 広告及び勧誘に関する規則 第1款 総則</p> <p>(目的) 第40条 本節の定めは、協会員<u>の貸金業に関する</u>広告及び勧誘が協会員の重要な営業活動であるとともに、当該広告及び勧誘により提供される情報が資金需要者等による貸金業者及び商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、協会員<u>の貸金業に関する</u>広告及び勧誘の適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 広告及び勧誘に関する規則 第1款 総則</p> <p>(目的) 第40条 本節の定めは、<u>「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成18年11月29日衆議院財務金融委員会、同12月12日参議院財政金融委員会)を踏まえ、</u>協会員<u>が行う</u>広告及び勧誘が協会員の重要な営業活動であるとともに、当該広告及び勧誘により提供される情報が資金需要者等による貸金業者及び商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、協会員<u>が行う</u>広告及び勧誘の適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義) 第41条 本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人向け貸付けの契約に係る広告 <u>協会員が締結する貸金業法を根拠法とし、個人向け無担保無保証における金銭を貸付ける契約を広告することを指す。</u></p>	<p>(定義) 第41条 本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>貸金業の業務に関して行う広告</u> <u>協会員が行う貸金業法の適用のある契約に関する広告を指す。</u></p> <p>(2) 個人向け貸付けの契約に係る広告 <u>協会員による個人を債務者とし無担保無保証で金銭を貸し付ける契約についての広告のうち、貸金業法第15条の適用があるものを指す。</u></p> <p>(3) <u>企業広告</u></p>

旧	新
<p>(2) 貸付けの契約に係る勧誘</p> <p>特定の資金需要者等に対して協会員が<u>締結する</u>貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことを指す。</p>	<p><u>その内容として当該企業の特定の商品やサービスの利用促進を訴求することなく、企業の理念や主張、姿勢又はイメージを一般消費者に伝える広告を指す。</u></p> <p>(4) 貸付けの契約に係る勧誘</p> <p>特定の資金需要者等に対して、<u>協会員が、</u>貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことを指す。</p>
(新設)	<p><u>(細則の制定及び遵守)</u></p> <p><u>第42条 協会は、協会員がその貸金業の業務に関して行う広告、企業広告（貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でないものを含む。）を行うに当たっての遵守事項及び留意事項等を明確にした貸金業者の広告に関する細則（以下、この節において「細則」という。）を制定するものとし、協会員は、これを遵守しなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(広告に関する管理上の措置)</u></p> <p><u>第43条 協会員は、貸金業の業務に関して行う広告に適用のある法令、告示その他の準則を遵守し、自らの広告により不当に顧客を誘引し、消費者である資金需要者等による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、広告に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(個人向け貸付けの契約に係る広告)</p> <p><u>第42条</u> 個人向け貸付けの契約に係る広告表現については、次の各号に掲げる事項に十分に留意しなければならない。</p> <p>(1) 安易な借入れを誘引する設定及び表現を避けること</p> <p>(2) 児童及び青少年への配慮をすること</p> <p>(3) 貸付条件を明示すること</p> <p>(4) 啓発的な要素を十分に取り入れたものにする</p>	<p><u>第2款 個人向け貸付けの契約に係る広告に関する規則</u></p> <p>(個人向け貸付けの契約に係る広告表現)</p> <p><u>第44条</u> 個人向け貸付けの契約に係る広告表現については、次の各号に掲げる事項に十分に留意しなければならない。</p> <p>(1) 安易な借入れを誘引する設定及び表現を避けること</p> <p>(2) 貸付条件を明示すること</p> <p>(3) 啓発的な要素を十分に取り入れたものにする</p>

旧	新
<p>(<u>広告審査及び協会員による説明</u>)</p> <p><u>第43条</u> 協会員は、次の各号に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。</p> <p>(1) テレビCM</p> <p>(2) 新聞及び雑誌広告</p> <p>(3) 電話帳広告</p> <p>2 協会員は、前項各号以外に広告を出稿する場合においても、<u>この規則第54条、第55条、第56条で掲げる規定に充分</u>留意しなければならない。</p> <p>3 <u>協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿状況について、協会から説明を求められた場合において、本節の規程に則ったものであることを事後に説明することができるように、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿の実績一覧表を保存するなど、協会員において適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(4) 児童及び青少年への配慮をすること</p> <p>(<u>広告審査</u>)</p> <p><u>第45条</u> 協会員は、次の各号に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。</p> <p>(1) テレビCM</p> <p>(2) 新聞及び雑誌広告</p> <p>(3) 電話帳広告</p> <p>2 <u>協会員は、前項各号以外に広告を出稿する場合においても、次に掲げる事項に十分留意しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>細則 I.4. (1) ③で定める過剰借入への注意喚起を目的とする啓発文言の表示及び細則 I.4. (2) ①②で定める当該文言の表示方法</u></p> <p>(2) <u>細則 I.4. (3) で定める表現内容についての留意事項</u></p> <p>(3) <u>細則 I.4. (4) で定める出稿先について</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>協会員による説明</u>)</p> <p><u>第46条</u> 協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿状況について、協会から説明を求められた場合において、本節及び細則の規定に則ったものであることを事後に説明することができるように、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿の実績一覧表を保存するなど、協会員において適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(<u>新聞、テレビ等の業界諸団体との意見交換</u>)</p> <p><u>第44条</u> 協会は、この規則第40条に掲げる目的を達成するために、新聞、テレビ、ラジオ等の業界諸団体及び広告代理店の業界諸団体との必要な意見交換</p>	<p>(<u>新聞、テレビ等の業界諸団体との意見交換</u>)</p> <p><u>第47条</u> 協会は、この規則第40条に掲げる目的を達成するために、新聞、テレビ、ラジオ等の業界諸団体及び広告代理店の業界諸団体との必要な意見交換</p>

旧	新																				
に努めるものとする。	に努めるものとする。																				
<p><u>第2款 個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビCMに関する遵守事項等</u></p> <p><u>(貸付条件等の表示)</u></p> <p><u>第45条 協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビCMを行うにあたっては、法第15条及び府令で定める事項を表示しなければならない。また、その表示にあたり、以下の規定に則らなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">各項目</th> <th style="text-align: center;">大きさ</th> <th style="text-align: center;">秒数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①貸付利率</td> <td style="text-align: center;"><u>32級以上</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2.8秒以上</u></td> <td style="text-align: center;"><u>[大きさ] 小数点以下については20級以上</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②遅延損害金(利率)</td> <td style="text-align: center;"><u>12級以上</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2.8秒以上</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③年齢制限</td> <td style="text-align: center;"><u>12級以上</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2.8秒以上</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④その他の事項</td> <td style="text-align: center;"><u>8級以上</u></td> <td style="text-align: center;"><u>特に指定しない</u></td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法第15条及び内閣府令で定める事項を表示すること。</u> ・ <u>協会審査承認番号の表示</u> ・ <u>協会員であることを示す、会員番号の表示及び協会マークの表示</u> </td> </tr> </tbody> </table>	各項目	大きさ	秒数	備考	①貸付利率	<u>32級以上</u>	<u>2.8秒以上</u>	<u>[大きさ] 小数点以下については20級以上</u>	②遅延損害金(利率)	<u>12級以上</u>	<u>2.8秒以上</u>		③年齢制限	<u>12級以上</u>	<u>2.8秒以上</u>		④その他の事項	<u>8級以上</u>	<u>特に指定しない</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法第15条及び内閣府令で定める事項を表示すること。</u> ・ <u>協会審査承認番号の表示</u> ・ <u>協会員であることを示す、会員番号の表示及び協会マークの表示</u> 	<p>(削除)</p>
各項目	大きさ	秒数	備考																		
①貸付利率	<u>32級以上</u>	<u>2.8秒以上</u>	<u>[大きさ] 小数点以下については20級以上</u>																		
②遅延損害金(利率)	<u>12級以上</u>	<u>2.8秒以上</u>																			
③年齢制限	<u>12級以上</u>	<u>2.8秒以上</u>																			
④その他の事項	<u>8級以上</u>	<u>特に指定しない</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法第15条及び内閣府令で定める事項を表示すること。</u> ・ <u>協会審査承認番号の表示</u> ・ <u>協会員であることを示す、会員番号の表示及び協会マークの表示</u> 																		

旧	新
<p><u>(啓発文言)</u></p> <p><u>第46条 協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビCMを行うにあたっては、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、次の各号に掲げる事項を要素とした文言を表示することとする。</u></p> <p><u>(1) 契約内容の確認 (文言例 契約内容をご確認ください)</u></p> <p><u>(2) 使い過ぎ借り過ぎへの注意喚起 (文言例 収入と支出のバランスを大切に)</u></p> <p><u>(3) 計画性のある借入れ (文言例 無理のない返済計画を)</u></p> <p><u>2 協会員は、前項に規定する啓発文言を表示するにあたり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 貸付条件表示と別に単独で表示すること。</u></p> <p><u>(2) 啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を15秒広告の場合は、1.5秒以上とし、30秒広告の場合は2.0秒以上とする。</u></p> <p><u>(3) 啓発文言表示は、ゴシック体にて18級以上とし、社名表示はC I 文字を使用せず15級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は、8級とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(表現内容に関する留意事項)</u></p> <p><u>第47条 協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビCMを行うにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。</u></p> <p><u>(2) ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページには、定められた啓発文言の表示があること。また、返済シミュレーションを備えること。</u></p> <p><u>(3) 15秒CMの2段積み放送は行わないこと。</u></p>	(削除)
<u>(放送時間帯、総量及び放映番組に関する留意事項)</u>	(削除)

旧	新
<p><u>第48条 協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビCMを行うにあたっては、その放送時間帯、総量及び放映番組に関し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わないこと。</u></p> <p><u>イ 午前7時から午前9時</u></p> <p><u>ロ 午後5時から午後10時</u></p> <p><u>(2) 全国の放送局で選定する「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わないこと。</u></p> <p><u>(3) ギャンブルを主体とした番組への提供は行わない。また、当該番組前後へのスポットCMについても配慮すること。</u></p> <p><u>(4) 以下に定める放送量範囲での放送とすること。(地上波放送に適用)</u></p> <p><u>イ 各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし(15秒=1本換算)、22時から24時の時間帯の放映数上限は50本とすること。</u></p> <p><u>ロ イに規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を1放送エリアとする。</u></p> <p><u>(ア) 関東放送エリアは、1都6県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)とする。</u></p> <p><u>(イ) 近畿放送エリアは、2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県)とする。</u></p> <p><u>(ウ) 東海放送エリアは、3県(愛知県、岐阜県、三重県)とする。</u></p> <p><u>(エ) 九州放送エリアは、2県(福岡県、佐賀県)とする。</u></p> <p><u>(オ) 鳥取・島根放送エリアは、2県(鳥取県、島根県)とする。</u></p> <p><u>(カ) 岡山・香川放送エリアは、2県(岡山県、香川県)とする。</u></p>	
<p><u>第3款 個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオCMに関する遵守事項等</u></p> <p><u>(ラジオCMに関する自主規準)</u></p>	(削除)

旧	新
<p><u>第49条 協会員は、個人向け貸付けの契約に係るラジオCMを実施するにあたり、本款に定める事項に留意するものとする。</u></p>	
<p><u>(啓発文言)</u> <u>第50条 協会員は、個人向け貸付けの契約に係るラジオCM内に過剰借入れへの注意喚起を行うことを目的とし、安易に借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を用いてはならない。</u></p>	(削除)
<p><u>(表現内容に関する留意事項)</u> <u>第51条 協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオCMを行うにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項その他協会において別途定める事項に留意しなければならない。</u> <u>(1) 安易な借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を排除すること。</u> <u>(2) ホームページアドレスを告知する場合、当該ホームページに定められる啓発文言の表示があること。また、返済シミュレーションを備えること。</u> <u>(3) 電話番号を告知する際、「申込み」という表現をとらないこと。</u></p>	(削除)
<p><u>(放送時間帯に関する留意事項)</u> <u>第52条 協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオCMを行うにあたっては、その放送時間帯に関し、午後10時から午前3時までの時間帯の放送を行わないよう留意しなければならない。</u></p>	(削除)
<p><u>第4款 個人向け貸付けの契約に係る新聞、雑誌又は電話帳による広告に関する遵守事項等</u></p> <p><u>(貸付条件等の表示)</u> <u>第53条 協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。なお、「新聞」とは、全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙を、「雑誌」とは、新聞を除いた紙による定期刊行物を、「電話帳」とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する</u></p>	(削除)

旧	新
<p><u>「タウンページ」及び「ハローページ」等を指す。</u></p> <p><u>(1) 法第15条及び内閣府令で定める事項</u></p> <p><u>(2) 貸金業協会審査承認番号</u></p> <p><u>(3) 協会番号</u></p> <p><u>(4) 貸金業協会マーク</u></p> <p><u>(5) 協会指定商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は野線で囲むこと。）</u></p> <p><u>2 協会は、前項に基づく表示を行うに際しては、次の各号に掲げる点に留意しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号から第3号まで及び同項第5号に掲げる事項の表示に際しては、文字級数を9級以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 前項第4号に基づき貸金業協会マークを表示するに際しては、視認性が確保される程度の大きさとする。</u></p> <p><u>3 前各項の規定にかかわらず、広告スペースが全一段相当以下の面積である広告又は雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。）を出稿するにあたっては、第1項第2号から第5号までの事項の表示は、協会の任意とする。</u></p>	
<p><u>(啓発文言)</u></p> <p><u>第54条 協会は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、次の各号に掲げる事項につき啓発文言を入れなければならない。なお、本項の啓発文言を踏まえた例示としては、以下の文言が考えられる。</u></p> <p><u>(1) 貸付条件の確認</u></p> <p><u>(2) 使い過ぎ、借り過ぎへの注意</u></p> <p><u>(3) 計画的な借入れ</u></p> <p><u><文言例></u></p> <p><u>「貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。」</u></p>	(削除)

旧	新
<p><u>2 協会員は、前項に基づく表示を行うに際しては、文字級数を9級以上とするよう留意しなければならない。</u></p>	
<p><u>(表現内容に関する留意事項)</u></p> <p><u>第55条 協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。</u></p> <p><u>(2) 比較広告を行わないこと。</u></p> <p><u>(3) ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページに前条に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページに返済シミュレーションを備えること。</u></p>	(削除)
<p><u>(出稿先に係る留意事項)</u></p> <p><u>第56条 協会員は、新聞又は雑誌へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、次の各号に掲げる媒体へ広告を掲出することはしてはならない。</u></p> <p><u>(1) ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌</u></p> <p><u>(2) 風俗専門紙及び風俗専門誌</u></p>	(削除)
<p><u>第5款 個人向け貸付けの契約に係るチラシによる広告に関する遵守事項等</u></p> <p><u>(新聞又は雑誌に係る規定の準用)</u></p> <p><u>第57条 協会員がチラシによる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、この規則第53条第1項(1)、(3)、(4)、(5)、第54条、第55条、第56条に掲げる規定を準用する。</u></p>	(削除)
<p><u>第6款 個人向け貸付けの契約に係るインターネットによる広告等に関する遵守事項等</u></p>	(削除)

旧	新
<p><u>(ホームページへの明示事項等)</u></p> <p><u>第58条 協会員は、自社でホームページを設けるにあたり、次の各号に掲げる事項を協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページに明示しなければならない(バナー広告を通して、自社ホームページに誘導する場合には、その誘導先の自社ホームページに以下を明示しなければならない。)</u></p> <p><u>(1) この規則第54条第1項に準じた啓発文言</u></p> <p><u>(2) 貸金業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名</u></p> <p><u>(3) 貸金業者登録番号</u></p> <p><u>(4) 協会員番号</u></p> <p><u>(5) 貸金業者登録簿に記載された電話番号</u></p> <p><u>(6) 返済シミュレーション(クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。)</u></p> <p><u>2 協会員は、前項各号に規定する事項を明示するに際しては、表示可能スペースを考慮し、明瞭に判読できる大きさの文字級数で表示するよう留意しなければならない。</u></p> <p><u>3 協会員は、風俗・ギャンブル関係ホームページへ融資に係る広告を出稿してはならない。</u></p>	
<p><u>第7款 その他媒体による個人向け貸付けの契約に係る広告に関する留意事項</u></p> <p><u>(その他媒体による個人向け貸付けの契約に係る広告に関する留意事項)</u></p> <p><u>第59条 協会員は、交通広告など、本節第2款から第6款に掲げる以外の媒体を通して個人向け貸付けの契約に係る広告を行うにあたっては、この規則第40条に定める目的を踏まえ、この規則第53条第1項(1)、(3)、(4)、(5)、第54条、第55条、第56条に掲げる規定を十分留意しなければならない。</u></p>	(削除)
<p>第8款 企業広告に関する<u>遵守事項等</u></p>	<p>第3款 企業広告に関する<u>規則</u></p>

旧	新
<p>(目的)</p> <p><u>第60条</u> 本款の定めは、<u>本節第2款から第7款に掲げる以外の広告は、一般的に企業広告、すなわち、その内容として当該企業の特定のサービスの利用促進を訴求するものではなく、企業の理念や主張、姿勢を広く遍く、一般消費者に伝える広告が大半であるが、本款においては、協会員等に対して、国会の附帯決議を踏まえ、一般的な企業広告のうち、第61条に定める屋上広告看板等の新設について自主規制規則を定め、過剰借入れの抑制など、多重債務問題への対応とし、また、景観等への配慮に寄与することを目的とする。</u></p> <p>なお、<u>次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告のうち、営業広告との差異が明確でない広告に関してはその取扱いを別途協会において協議する。また、協会員等は既設の屋上広告看板等についても多重債務者の発生を防止する観点から適切な対応に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（賛含む。）</u></p> <p><u>(2) 挨拶、意見、主張、御礼、お詫び</u></p> <p><u>(3) 新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更</u></p> <p><u>(4) 周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング</u></p> <p><u>(5) CSR</u></p> <p><u>(6) 法改正、規制緩和、制度改革</u></p> <p><u>(7) 人材募集</u></p> <p><u>(8) 社名、相談窓口、企業概要</u></p> <p><u>(9) 消費者等に対する啓発</u></p> <p><u>(10) 看板</u></p>	<p>(目的)</p> <p><u>第48条</u> 本款は、<u>第41条第3号に規定される企業広告に関し、屋外広告看板等の設置及び貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でないものの取扱い等について定め、もって多重債務問題への対応及び景観等への配慮に寄与することを目的として、協会員等はこれを遵守するものとする。</u></p>
<p>(定義等)</p> <p><u>第61条</u> 本款における「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。</p> <p>(1) 「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><u>第49条</u> 本款における「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。</p> <p>(1) 「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。</p>

旧	新
<p>(2) 「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。</p>	<p>(2) 「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。</p>
<p>(屋外広告看板等に関する<u>全般的な留意事項</u>)</p> <p><u>第62条</u> 協会員等は、屋外広告看板等を設置するにあたり、本款の目的を踏まえ、次に掲げる各号を留意しなければならない。</p> <p><u>(1) 景観等への配慮をすること。</u></p> <p><u>(2) 借入れを促す表現を表示しないこと。</u></p> <p><u>(3) 電話番号又はインターネットアドレスを表示する場合には、「問い合わせ先」とし、「申込先」とはしないこと。</u></p> <p><u>(4) 条例等が定められている場合は、これに抵触しないこと。</u></p> <p><u>(5) 午前0時以降は消灯すること（ただし、貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置している場合を除く。）。</u></p>	<p>(屋外広告看板等に関する<u>留意事項</u>)</p> <p><u>第50条</u> 協会員等は、屋外広告看板等を設置するにあたり、本款の目的を踏まえ、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1) 細則V.2.(1)で定める全般的な留意事項</u></p> <p><u>(2) 細則V.2.(2)で定める設置に関する留意事項</u></p>
<p>(<u>屋外広告看板等の設置に関する留意事項</u>)</p> <p><u>第63条</u> 協会員等は、屋外広告看板等を新設するにあたり、<u>多重債務者の発生を防止する本款の目的を踏まえ、原則として、協会設立日において設置していた既設の屋外広告看板等の設置数を超えないものとする。ただし、以下に掲げる場合は、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえた対応に留意しながら、設置することができる。</u></p> <p><u>(1) 協会設立以降に新たに貸金業登録を行った新規参入業者たる協会員（ただし、協会設立時点で貸金業登録をしている協会員が総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の100分の50を超える議決権を直接又は間接に保有している新規参入業者たる協会員を除く。）が設置する場合</u></p> <p><u>(2) 貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置する場合</u></p>	<p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>(3) 協会等が所有する建物に設置する場合</u></p> <p><u>(4) 合併、会社分割又は事業譲受等に伴って屋外広告看板等を継承等したときその他特段の理由が認められる場合</u></p>	
<p>(協会による説明)</p> <p><u>第64条</u> 協会等は、自己の設置する屋外広告看板等について、協会から説明が求められた場合において、<u>この規則第62条及び第63条</u>に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、協会等において適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(協会による説明)</p> <p><u>第51条</u> 協会等は、自己の設置する屋外広告看板等について、協会から説明が求められた場合において、<u>前条の規定</u>に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、協会等において適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告)</u></p> <p><u>第52条</u> 次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告に明確に該当するものは企業広告として取り扱うものとする。ただし、当該各号に掲げる事項の告知を目的とする広告であっても、<u>貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告</u>に関しては、その取扱いについて協会等は別途協会と協議しなければならない。</p> <p><u>(1) セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知</u> (協賛含む。)</p> <p><u>(2) 挨拶、意見、主張、御礼、お詫び</u></p> <p><u>(3) 新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更</u></p> <p><u>(4) 周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング</u></p> <p><u>(5) CSR</u></p> <p><u>(6) 法改正、規制緩和、制度改革</u></p> <p><u>(7) 人材募集</u></p> <p><u>(8) 社名、相談窓口、企業概要</u></p> <p><u>(9) 消費者等に対する啓発</u></p>
<p><u>第65条～第70条</u> (略)</p>	<p><u>第53条～第58条</u> (同左)</p>
<p>(社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由がない取立ての</p>	<p>(社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由がない取立ての</p>

旧	新
<p>禁止)</p> <p><u>第71条</u> 法第21条第1項第2号に規定する「社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由」の有無については、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のような場合には、特段の事情がない限り社会通念に照らし相当と認められる可能性が高いものと考えられ、取立てをすることは出来ない。</p> <p>(1) 次の各号に該当する場合その他債務者の申出に合理性があると認められる場合</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 申し出に係る返済猶予期間中に債務者等に支払停止、<u>破産開始等の申立て</u>、所在不明等債務者から返済を受けることが困難であることが確実に認められる事情が生じていない場合</p>	<p>禁止)</p> <p><u>第59条</u> 法第21条第1項第2号に規定する「社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由」の有無については、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のような場合には、特段の事情がない限り社会通念に照らし相当と認められる可能性が高いものと考えられ、取立てをすることは出来ない。</p> <p>(1) 次の各号に該当する場合その他債務者の申出に合理性があると認められる場合</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 申し出に係る返済猶予期間中に債務者等に支払停止、所在不明等債務者から返済を受けることが困難であることが確実に認められる事情が生じていない場合</p>
<p><u>第72条～第79条</u> (略)</p>	<p><u>第60条～第67条</u> (同左)</p>
<p>附 則 (平成19. 12. 19) ～ (令4. 5. 20) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 (平成19. 12. 19) ～ (令4. 5. 20) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令5. 10. 31)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和5年10月31日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第27条の5、第28条、第29条の2、第29条の5、第34条、第37条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第59条を改正。</u></p>